

バス改善基準告示 新旧対照表（１）

	改正前	現行
	(なし)	<p>1年3,300時間以内、かつ、1か月281時間以内</p> <p>▶ 貸切バス等乗務者 については、労使協定により、年間6か月まで、年3,400時間を超えない範囲内で、1か月294時間まで延長可。</p> <p>▶ この場合において、1か月の拘束時間が281時間を超える月が4か月を超えて連続しないこと。</p> <div style="text-align: center;"> <p>いずれかを選択</p> </div>
拘束時間	<p>4週平均 1週65時間以内</p> <p>▶ 貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者については、労使協定により、52週のうち16週までは、4週平均1週71.5時間まで延長可。</p>	<p>52週間3,300時間以内、かつ、4週平均1週65時間以内</p> <p>▶ 貸切バス等乗務者については、労使協定により、52週のうち24週まで、52週3,400時間を超えない範囲内で、4週平均1週68時間まで延長可。</p> <p>▶ この場合において、4週平均1週65時間を超える週が16週間を超えて連続しないこと。</p>
	<p>1日 原則13時間 最大16時間</p> <p>▶ 15時間超えは1週間2回以内</p>	<p>1日 原則13時間 最大15時間</p> <p>▶ 14時間を超えては1週間3回以内を目安として、可能な限り少なくするよう努めること。</p>
休息期間	継続8時間以上	継続11時間以上 与えるよう努めることを基本とし、 継続9時間を下回らないこと
運転時間	<p>2日平均で1日当たり 9時間以内 4週平均で1週間当たり 40時間以内</p> <p>▶ 貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者については、労使協定により、52週2,080時間を超えない範囲内で、52週のうち16週までは、4週平均1週間当たり44時間まで延長可。</p>	<p>現行どおり</p> <p>▶ 貸切バス等乗務者については、労使協定により、52週2,080時間を超えない範囲内で、52週のうち16週までは、4週平均1週間当たり44時間まで延長可。</p>
連続運転時間	<p>連続運転時間4時間以内</p> <p>▶ 1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転の中断が必要。</p>	<p>現行どおり</p> <p>▶ 1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転の中断が必要。</p> <p>▶ 緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる。</p> <p>▶ 高速バス運転者及び貸切バス運転者が高速道路等（貸切バスの夜間運行にあたっては、高速道路以外も含む。）の実車運行区間においては、概ね2時間までとするよう努める。</p>
適用除外	(なし)	緊急輸送については改善基準告示の適用除外
予期し得ない事象	(なし)	<u>事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から、その対応に要した時間を除くことができることとする。</u>

バス改善基準告示 新旧対照表（２）

	改正前	現行
特例	<p>【分割休息】 一定期間における全勤務回数^①の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間は、原則として2週間から4週間程度とする。 ・分割された休息は、1回当たり連続4時間以上、合計10時間以上であること。 ・分割は、2分割に限らず、3分割も認められる。 	<p>【分割休息】 現行どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間は、<u>1か月</u>を限度とする。 ・分割された休息は、1回当たり連続4時間以上、合計<u>11時間</u>以上であること。 ・分割は、<u>2分割のみ</u>とする。
	<p>【2人乗務】 車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合 最大拘束時間 20時間まで延長可能 休息期間 4時間まで短縮可能</p>	<p>【2人乗務】 運転者のための専用の座席として、身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席が少なくとも一座席以上確保されている場合 最大拘束時間 <u>19時間</u>まで延長可能 休息期間 <u>5時間</u>まで短縮可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両内ベッドが設けられている場合や、上記に掲げる場合であってカーテン等により他の乗客からの視線を遮断する措置が講じられている場合 最大拘束時間 <u>20時間</u>まで延長可能 休息期間 <u>4時間</u>まで短縮可能
	<p>【隔日勤務】 2暦日における拘束時間は、21時間を超えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、拘束時間を24時間まで延長可能。この場合においても、2週間126時間（21時間×6勤務）を超えない。 ・勤務終了後、連続20時間以上の休息期間。 	<p>【隔日勤務】 現行どおり</p>
	<p>【フェリー】 フェリー乗船時間のうち2時間については拘束時間として取り扱い、その他の時間は休息期間として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリー乗船時間が2時間を超える場合には、与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。 ・ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。 	<p>【フェリー】 フェリー乗船時間は、原則として休息期間として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。 ・ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。

貸切バス等乗務者とは、

- ・貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者
- ・乗合バスに乗務する者
（一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者に限る。）
- ・高速バスに乗務する者
- ・貸切バスに乗務する者

をいう。改正前の対象に、新たに、乗合バスに乗務する者（一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者に限る。）を対象に追加したもの。